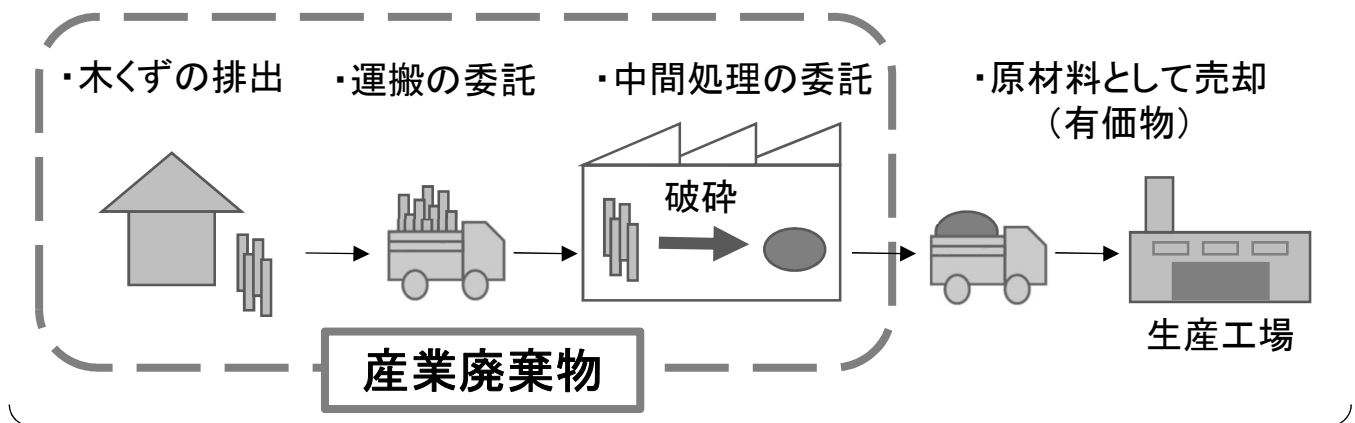


Q. 確実にリサイクルされるものでも産業廃棄物？

**A. 事業活動に伴って排出された廃棄物
なら産業廃棄物です。**

■リサイクルされる木くずの例



リサイクル

◇リサイクルされるかということと産業廃棄物かどうかは全く別問題です

産業廃棄物は「事業活動に伴って排出された廃棄物」です。排出された廃棄物がリサイクルされるものかどうかということは関係ありません。確実にリサイクルされるならば産業廃棄物として扱わなくて良いというように誤解されることがあります。この誤解の要因の一つに廃掃法で定められた「専ら物※1(もっぱらぶつ)」というものがあります。これは「専ら物を専ら業者※2へ委託する」という限定的な条件のもと、 manifestsの交付が免除されるという規定です。委託契約書などのその他の産業廃棄物の委託基準は守らなければいけません。

ただし、有価物として取引をする場合は、そもそも廃棄物ではないので廃掃法の対象外となります。

そのため、確実にリサイクルされるからと言って、委託契約の締結や manifestsの交付をせず、無料引取業者※3に引き渡したりすると、委託基準違反や無許可業者への委託といった法令違反になります。リサイクルされるかどうかに関わらず、産業廃棄物は委託基準に沿って処理するように気を付けましょう。

※1 「もっぱら再生利用の目的となる廃棄物」のこと。
古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維の4種類がある。

※3 廃棄物処理に関する許可を持たず、
委託契約もなしで無償回収する業者。

※2 「専ら物」のみを専門に扱う業者のこと。

今回のポイント

確実にリサイクルされるものでも産業廃棄物は産業廃棄物！